

## 気候変動に関する政府間パネル第34回総会の概要

2011年11月18-19日

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第34回総会は2011年11月18-19日、ウガンダ・カンパラにて開催され、政府代表、国連機関、政府間組織、NGO等からの関係者など200名以上が出席した。総会の焦点となったのは、IPCCのプロセスと手続きに関するインターアカデミーカウンスル (IAC)のレビューの検討の結果として生じた、手続き、利益相反ポリシー、コミュニケーション戦略などの作業 (ワークストリーム) であった。IPCCは、IPCCの各種報告書の作成・検討・受諾・採択・発行の手続き改正、ならびに実施手続き、利益相反に関する方針を採択した。さらに、2011年11月14-17日に開催されたWG I・WG II合同会合での承認を受けて、IPCCは「気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書」(SREX)の政策決定者向け要約を正式承認した。

また、事業予算や他の国際機関に関連する案件、進捗報告書などの問題も取り上げられた。

### IPCCのこれまでの経緯

IPCCは世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって1988年に設立された。その目的は、人間活動に起因する気候変動に伴うリスクの理解や、それらの気候変動の潜在的な影響、適応や緩和のための選択肢に関連する科学的、技術的、社会経済的な情報を評価することである。IPCCは、新たに研究を行った、気候関連のデータを観測したりすることはなく、公表済みのピア・レビュー (査読) された科学文献や技術文献に基づいて評価作業を行う。

IPCCには3つの作業部会 (WG) がある。第1作業部会 (WG I) では気候系および気候変動の科学的な側面を担当し、WG IIでは気候変動に対する社会経済システム、自然システムの脆弱性や気候変動の影響および適応策を扱い、WG IIIでは温室効果ガス (GHG) の排出量を抑制して気候変動を緩和するための方策を取り上げる。各WGには共同議長2名、副議長6名がいるが、WG IIIは第5次評価報告書の作成期間中に限り、共同議長は3名である。これらの共同議長は、パネルが規定する各WGのマンデートの実現に向けてWGを指導し、これをTSU (テクニカルサポートユニット) がサポートする。

IPCCには、国別温室効果ガスインベントリーに関するタスクフォース (TFI) も設置され、このタスクフォースでIPCCの国別温室効果ガスインベントリー・プログラムを監督する。これは、各国の国内温室効果ガスの排出量ならびに除去量の算定および報告に用いるべく、国際的に合意された方法論やソフトウェアを開

発・改善するほか、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の締約国による方法論の利用を推進する。温暖化影響と分析についてのデータ及びシナリオ支援に関するタスクグループ（TGICA）は、各作業部会、特にWGIIおよびWGIIIのニーズに対応するために発足した。TGICAは、気候変動に関連するデータ及びシナリオの普及および適用、データセットや気候変動およびその他の環境や社会経済状況のシナリオ、その他の文献などを提供するデータ普及センター（Data Distribution Centre）の監督を行う。

IPCCビューローは、パネルが任命し、IPCC評価報告書の作成期間（約6年）を任期とする。その役割は、IPCCの作業を計画立案、調整、監視することでIPCC議長を補佐することである。ビューローは、全ての地域を代表する気候変動の専門家で構成される。現在のビューローは31名。IPCC議長のほか、3つのWGの共同議長、TFIのビューロー（TFB）、IPCC副議長、3つのWGの副議長で構成される。IPCC事務局はスイス・ジュネーブにおかれ、WMOの一機関となっている。

**IPCCの成果物：**IPCCは創設以来、一連の統合評価報告書、特別報告書、技術報告書を作成し、気候変動に関する科学情報を国際社会に提供しており、いずれも専門家や政府レベルでの詳細な査読を受けている。

IPCCはこれまで4編の包括的な気候変動の評価報告書を作成し、それぞれUNFCCCの下での交渉を推進する上で重要な役割を果たしてきた。1990年には第1次評価報告書、1995年には第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書、2007年に第4次評価報告書（AR4）が完成した。また、2008年の第28回IPCC総会で、2014年に完成予定の第5次評価報告書（AR5）に着手することを決定した。

AR4は、作業部会ごとに1巻ずつの全3部構成となっており、それぞれに政策決定者向け要約（SPM）、技術要約、そしてその基礎となる評価報告書で構成されている。報告書の評価部分では全て、3段階の徹底した査読プロセス、すなわち、第1段階では専門家、第2段階では専門家と政府、第3段階では政府による査読が実施された。また、各SPMは、各作業部会で一行ごと（line-by-line）の承認を受ける。また、AR4には、3つのWG報告書の最も重要な事項に焦点を当てた統合報告書（SYR）およびパネルによって一行ごとの承認を受けたSYRのSPMも盛り込まれる。全体で、代表執筆者450名、寄稿執筆者800名、専門家査読者2500名以上、130ヶ国の政府関係者が、AR4の作成に参画した。

包括的な評価報告書の作成に加えて、IPCCでは、特別報告書、方法論報告書、技術報告書も作成され、気候変動に関係する個別の問題に焦点を当てている。IPCCが作成した特別報告書は以下の通り：航空機及び地球大気（Aviation and the Global Atmosphere）（1999年）、土地利用、土地利用変化及び林業（Land Use, Land-use Change and Forestry）（2000年）、技術移転の手法上および技術上の問題（Methodological and Technical Issues in Technology Transfer）（2000年）、オゾン層および世界地球の気候システムのセーフガード（Safeguarding the Ozone Layer and the Global Climate System）（2005年）、二酸化炭素回収貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage）（2005年）、再生可能エネルギー源と気候変動緩和（SRREN）（Renewable Energy Sources and Climate

Change Mitigation) (2011年)、そして最近作成された、気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書 (Special Report on Managing the Risks of Extreme Events and Disasters to Advance Climate Change Adaptation : SREX) (2011年) である。

また、技術報告書としては、気候変動と生物多様性 (Climate Change and Biodiversity) (2002年)、気候変動と水 (Climate Change and Water) (2008年) などが作成されている。

さらに、IPCCでは、各国の温室効果ガス排出量の報告を支援する方法論の報告書やガイドライン等も作成している。IPCC国別温室効果ガス (GHG) インベントリーガイドライン (IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories) は1994年に初版が発表され、1996年に改訂版が完成した。2000年および2003年には、追加的なグッドプラクティスガイダンスの報告書もパネル承認を受け、最新版のIPCC国別温室効果ガスインベントリーガイドラインは2006年に承認を受けた。

このように、IPCCは、これまでの取り組みが「人為的な気候変動に関する知識を高め、普及させ、こうした変化への対応に求められる礎を築いた」として、2007年12月、米国の元副大統領Al Gore氏とともにノーベル平和賞を共同で受賞している。

**IPCC-28** : 2008年4月9-10日、ハンガリー・ブダペストで開催され、IPCCの今後の活動をテーマに、WGの構成や今後の主な報告書の種類、発表の時期、将来のIPCCビューローやTFBの構成などの作業計画の重要項目について話し合いが行われた。この総会で、IPCCはAR5を作成し、現在のWGの構成を維持することが合意された。AR5で新しいシナリオを有効活用するべく、WG Iの報告書を2013年初めに発表し、他のWG報告書ならびにSYRは2014年のできるだけ早い時期に完成させるよう、パネルがビューローに要請した。また、パネルは、SRRENを2010年に完成させることでも合意した。IPCC-28の*Earth Negotiations Bulletin*記事は次のサイトに掲載中: <http://www.iisd.ca/climate/ipcc28>.

**IPCC-29** : IPCCの創設20周年を記念する第29回総会は2008年8月31日から9月4日まで、スイス・ジュネーブで開催された。この会合で、パネルは、新しいIPCCビューローとTFBを選出し、IPCC議長にRajendra Pachauri (インド)を再任した。また、パネルは、IPCCの将来に関する議論を継続し、ノーベル賞の賞金を基金として、途上国出身の若い気候変動科学者に対する奨学金制度を創設することで合意した。ビューローに対しては、SREXのスコーピング会合開催を検討するよう要請し、2009年3月23-26日、ノルウェー・オスロで開催されることとなった。IPCC-29の*Earth Negotiations Bulletin*記事は次のサイトに掲載中:  
<http://www.iisd.ca/climate/ipcc29>.

**IPCC-30** : 2009年4月21-23日、トルコ・アンタルヤで開催された総会では主にIPCCの近い将来の活動に焦点が当てられ、AR5のスコーピング会合のための指針が出された。スコーピング会合は2009年7月13-17日、イタリアのベニスで開催された。また、気候変動の専門家を集めて、AR5の各WG報告書の各章概要が

提案された。IPCC-30の*Earth Negotiations Bulletin*記事は次のサイトに掲載中:

<http://www.iisd.ca/climate/ipcc30>.

**IPCC-31**: 2009年10月26-29日、インドネシア・バリ島で行われたIPCC総会は、ベニスのスコーピング会合で参加者が策定した各章構成案の承認がメインとなった。また、途上国や経済移行国出身の科学者の関与や電子技術の活用、IPCCの中長期の活動について、IPCC-30で決定した内容の実施について、その進捗状況についても検討された。IPCC-31の*Earth Negotiations Bulletin*記事は次のサイトに掲載中:

<http://www.iisd.ca/climate/ipcc31>.

**インターアカデミーカウンスルによるレビュー**: IPCCがAR4の記述の不正確さに関する問題で世論の批判を浴びたことに対して、潘基文・国連事務総長とRajendra Pachauri IPCC議長は、インターアカデミーカウンスル (IAC)に対し、IPCCのプロセスと手続きに関して独立した審査を行い、IPCCの強化と現在作成中の各種報告書の品質確保のための提言を出すよう要請した。2010年8月、IACは、審査結果を提出。このIACのレビューの中で以下の提言を行っている。マネジメント構造; 危機対応プランを含むコミュニケーション戦略; 参加者の選出基準や評価すべき科学技術情報の種類などを含めた諸基準などの透明性の問題; 各WGの不確実性の取扱いに係わる整合性。

**IPCC-32**: 第32回総会は2010年10月11日-14日、韓国・釜山で開催され、IACのレビューが取り上げられた。IACのレビューを受けて、グレー文献や不確実性の扱い、過去の報告書の誤記に関する対応などについて数々の決定が採択された。さらに精査を必要とする提言に対応するため、プロセス及び手続き、コミュニケーション、利益相反ポリシー、ガバナンス及びマネジメントに関するタスクグループが設置された。また、AR5 SYRの骨子修正版も受諾された。IPCC-32の*Earth Negotiations Bulletin*記事は次のサイトに掲載中: <http://www.iisd.ca/climate/ipcc32>.

**SRREN**: 第3作業部会の第11回総会がアラブ首長国連邦 (UAE)・アブダビで2011年5月5-8日に開催され、SRRENとそのSPMが採択された。会合で特に焦点となったのは、持続可能な開発、バイオマスおよび政策について取り上げた各章だった。SRRENの主な研究成果は、再生可能エネルギーが将来予測されるエネルギー需要を大きく超える技術的可能性を有するとした点と、再生可能エネルギーが全ての緩和シナリオで重大な役割を担うとした点などである。

**IPCC-33**: アラブ首長国連邦 (UAE)・アブダビで2011年5月10-13日に開催されたこの総会では、IPCCのプロセス及び手続きに関するIACのレビューのフォローアップ作業が焦点となった。執行委員会の設立が決定、利益相反ポリシーが採択、手続きルールの数カ所の修正点が紹介された。また、SRRENとそのSPMに関連したWGIIIの活動を支持し、AR5の作成の進捗状況について検討した。IPCC-33の*Earth Negotiations Bulletin*記事は次のサイトに掲載中: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12500e.html>

**SREX:** ウガンダ・カンパラで11月14-17日に開催されたIPCC WG I・IIの初の合同会合で「気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書」(SREX)が受諾され、SREX・SPMも承認を受けた。SREXは気候、環境、人間などの因子が相互に作用して、どのように気候変動による極端現象や災害などの悪影響につながり、それによって直面しているリスク管理の施策などについてまとめたものである。

## IPCC-34 報告書

2011年11月18日金曜日、Rajendra Pachauri議長が気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第34回総会の開会挨拶を行ない、第5次評価報告書(AR5)に関連して現在進められている作業と、インターアカデミーカウンシル(IAC)による勧告への対応の実行が進捗していることを強調した。Pachauri議長は、コミュニケーション戦略と、政策との関わりを確保し政策立案者に働きかけることの必要性についても言及した。議長はまた、再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書(SRREN)と気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書(SREX)の成果を南アフリカのダーバンで開かれる国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の締約国会議(COP)に示すことが極めて重要であると述べた。そして、アフリカ地域における気候変動の影響と開発の課題に関する研究成果に照らして、この総会がアフリカで開かれることの重要性を強調し、会議の主催国ウガンダと、会議を支援したノルウェーに対し謝意を表明した。

Thorbjørn Gaustadsætherノルウェー大使は、SREXが極端現象と災害のリスク管理に関する理解、対応、および意思決定に向けた重要なツールであることを強調した。Gaustadsæther大使は、極端現象とその悪影響が世界の至る所であらわれており、ここウガンダではビクトリア湖の漁獲量が減少し、大使の母国ノルウェーでは大規模な洪水、北極の氷の減少などが起きていることに言及した。また大使は、ダーバンのUNFCCC会議ではSREXが各国政府に示され、各国が対応策を取る上で格好の基盤を提供するだろうと述べた。そしてウガンダ政府の心のこもった歓待に謝意を表明し、ノルウェーがこの会議の運営に貢献することができて光栄であると述べた。

国連環境計画(UNEP)のPeter Gilruth氏はAchim Steiner事務局長の代理として、SREXがもつ可能性について、気候変動コミュニティが災害リスクの低減をいっそう推進するための基礎となり、環境と開発の作業に向けた基盤となる可能性を強調した。そしてGilruth氏は、気候変動の脆弱性、影響、および適応に関する研究プログラム、地球環境概況第5版、排出量ギャップ評価などのUNEPによるさまざまな取組みと評価報告書について述べ、各国代表に対し知識の共有に関するパートナーシップの構築をめざす12月の「Eye on Earth」サミットへの参加を呼びかけた。

UNFCCCのFlorin Vladu氏は、Christiana Figueres事務局長の代理として、現在交渉を進めている展開に関する最新情報をプレナリーに伝え、制度の基盤を構築することができたカンクン合意の成果を強調しながらも、

京都議定書と緩和枠組の将来についての取組みには失敗したと述べた。Vladu氏は、ダーバンでは参加各国が前進に向けた実行可能な方法を見出すという課題に直面するだろうと述べ、それでもこの会議は、長期資金の明確性と緑の気候基金の運用開始により、2012年以降の気候変動資金に対する信頼を高めるものになるだろうとの期待を表明した。またVladu氏は、UNFCCCのプロセスがIPCCとの研究面の活発な対話からの恩恵を受けており、最も新しいところでは、2011年6月の科学的技術的助言に関する補助機関(SBSTA)会合でSRRENについての発表がなされたことを強調した。さらにVladu氏は、UNFCCCが地球の平均気温上昇を2°C以内に抑える目標の適切さと、目標達成に向けた2013年開始予定の取組みの全体的な進捗状況についての検討を行なう中で、IPCCが果たすべき特別な役割についても述べた。またSREXについては、SBSTAの作業、ならびに適応に関する枠組および被害と損失に関する作業プログラムが始まれば、その両方にこの報告書が役立つだろうと述べた。

世界気象機関(WMO)のJeremiah Lengoasa氏は、Michel Jarraud事務局長の代理として、今年がIPCCにとって変革の年であると述べた上で、WMOがパネルの作業に対する支援を行なうことを再び明言し、IPCCの作業と手続の重要性が依然として意味を持ち、時宜にかなったものであると強調した。そして、AR5の作成が予定通りに進んでいることを喜び、AR5が水資源、農業、および食糧安全保障との関連を含む意思決定に向けた強固な基盤をもたらすだろうと強調した。さらにLengoasa氏は、意思決定にいつそう役立てるべく近い将来に開始が予定されている気候サービスのためのWMO世界フレーム(WMO Global Framework for Climate Services)の役割について強調した。

ウガンダのMaria Mutagamba水・環境大臣は、ウガンダ国民からの暖かい挨拶を伝え、伝統的にアフリカの真珠として知られるこの国を訪れた各国代表に対して歓迎の意を表した。さらに、ウガンダがIPCCの作業に継続して活発に参加し、この会議の主催国になったことを誇りに思うと述べ、共同で会議に資金を提供したノルウェーに対して感謝の意を表した。Mutagamba大臣は、ウガンダではすでに気候変動による厳しい干ばつ、洪水、地滑りの増加などの極端現象が見られるようになってきていると述べた。そして気候変動が避けられないことを強調した上で、ウガンダは適応政策を整えてきたと述べた。緩和について大臣は、ウガンダにおける早くからのクリーン開発メカニズムに基づく取組みを強調した。さらに、途上国における全国的な気象サービスと水理サービスの増強が必要であると述べ、気候サービスのためのWMO世界フレームに対する支持を表明した。またMutagamba大臣はIPCCに対し、査読された文献が手に入らない、または十分に利用できない地域で先住民族の知識が果たす役割、および途上国への技術移転と情報伝達の問題について考慮を続けるように提言した。

この後に参加者は、UNFCCC SBSTAの議長でIPCCの同僚であったMama Konate氏の早すぎる悲しむべき死を悼み、1分間の黙祷を捧げた。

### 第33回総会ドラフトレポートの承認

IPCC第33回総会ドラフトレポート (IPCC-XXXIV/Doc. 2, Rev.1) が編集上の微修正を経て金曜日の午前に採択された。ベルギーは、議事録の中に、会期中に開かれたジオエンジニアリングに関する専門家会議とメディア代表者の会議についての言及が欠落していると指摘した。

### 極端現象と災害に関する特別報告書

この問題 (IPCC-XXXIV/Doc. 21) は金曜日午前のプレナリーで議題に取り上げられた。このIPCCのプレナリーは、第Iおよび第II作業部会によるSREXに関する合同会議で実施された諸活動を、政策決定者向け要約 (SPM) の承認を含めて、正式に承認した。中でもオーストリアは、SREXの重要性と有用性を強調し、この画期的な報告書はリスク管理と気候変動の両コミュニティに理解される用語を用い、リスクを低減するためのさまざまな実践と選択肢を示し、いずれが最も脆弱な部門、グループ、地域であるかを明らかにしており、適切な対応を取る上で極めて有用であると述べた。

### 第5次評価報告書 (AR5) の作成

この事項 (IPCC-XXXIV/Doc. 5) は金曜日午後のプレナリーで取り上げられた。Pachauri議長はパネルがAR5統合報告書 (SYR) の作業を急いで開始するよう明確に要請したことを想起し、SYRテクニカルサポートユニット (TSU) の長のLeo MeyerがSYRに関連するプロセスと管理の問題について報告を行なった

(IPCC-XXXIV/Doc. 5)。Meyerは、IPCCの副議長はクロスカッティングイシューに関する責任を担っているためSYR執筆チームに加えること；条約の究極目標の適切さに関するUNFCCCによるレビューにその成果を反映するための、UNFCCC第2条に関するワークショップの実現可能性；およびSYRのスケジュールが圧縮されたことを受け、SPMの最終草案に対する政府コメントに許される期間である8週間を6週間に短縮する提案について特に強調した。

時間枠について米国は、政府に示す期間を6週間ではなく7週間にすることを提案し、パネルはこれに賛同した。

UNFCCC第2条に関するワークショップの実現可能性については、Pachauri議長が各国政府に一般的コメントを求めることを提案した。米国は、IPCCが政策プロセスから距離を保つことが重要であると訴えてこの提案に反対し、ニュージーランド、カナダ、サウジアラビアなどの諸国がこれを支持した。サウジアラビアは、第2条の問題の取り扱い是非常に慎重を要すると強調した。パネルは、ビューローが次回の総会でこの問題の検討を行なうことに合意した。

## IPCCのプロセスと手続についてのレビュー

**利益相反に関する指針**：この問題（IPCC-XXXIV/Doc. 8, Rev. 1）はまず金曜日のプレナリーで取り上げられ、その後、Andrej Kranjc（スロベニア）とJongikhaya Witi（南アフリカ）が共同議長を務めSamuel Duffett（イギリス）が報告者として参加するコンタクトグループのいくつかの会議で議論された。利益相反（COI）政策の作業は、厳格な利益相反ポリシーの策定・導入というIACレビューによる勧告に対応したものである。IPCC-33では利益相反に関する指針が各国代表により採択され、実施手続と開示書式を含む利益相反指針附属書の提案を策定するために利益相反に関するタスクグループの権限が拡大された。

コンタクトグループの議論はタスクグループが作成した実施手続の草案に重点が置かれた。グループの最初の会議でKranjc共同議長は、タスクグループが2つの総会間の期間にテレビ会議を4回開き、ワーキンググループではすでに利益相反指針の暫定的な適用を行なっていると述べた。さらにDuffett報告者が利益相反に関する意思決定プロセスの提案について説明を行ない、ビューローメンバーと非ビューローメンバーは異なるものになるだろうと述べた。

議論は、ある個人が利益相反を有するか否かを定める組織か、利益相反専門家諮問グループの役割、利益相反の対象になる場合にどの組織が最終決定の責任を負うのか、ビューローメンバー以外に利益相反が許容されるケース、利益相反を検討するための原則などに重きが置かれた。

ある個人が利益相反を有するか否かを定める組織に関してタスクグループが提案したのは、WMOの6つの地域グループの代表で構成する特別委員会を設置することであった。参加者の中には利益相反ポリシーの実施は比較的簡単で技術的な手続きであるし、ほとんどのケースで利益相反の対象とはならないので、新たに委員会を設置して委員を選出することは負担を増やすことになる」と述べる者もいた。彼らはその意味から、既存の組織を活用して執行委員会にこの機能を割り当てるよう提案した。彼らはまた、執行委員会の委員がIPCCの健全性を維持することに最も熱心であるべきだと提言した。執行委員会の委員でもあるビューローのメンバーが自身の利益相反について決定を行なうことに懸念を表明する者もいた。そして最終的な妥協案として、執行委員会の投票権を持つ委員およびWMOとUNEPの代表者で構成される利益相反委員会をrecusal（不関与）条項付きで設置することが決まった。

各国代表はまた、利益相反の決議と不服申し立ての手続に向けた選択肢の検討に関する原則を含めて、利益相反問題を検討するための原則を作成した。タスクグループは、利益相反問題の検討に携わる組織のメンバーが自身の利益相反に関する議論には関与しないことを義務付ける条項を付け加えた。

タスクグループは、WMOとUNEPからの代表3名で構成される専門家諮問グループがビューローの指名候補の利益相反書式をレビューするよう提案した。だがこの方法に懸念が表明され、必要と判断される場合には利益相反委員会が専門家諮問グループに助言を求める、という変更が加えられた。



利益相反の問題に対する最終決定にどの組織が責任を担うかについてさらに議論された。すべての最終決定をプレナリーで行なうべきであるとする意見が出されたが、この場合における個人情報の秘密保持について懸念を示す者もあった。コンタクトグループは、問題になっている個人から要請があった時に利益相反の決議をレビューする機能をIPCCビューローに割当てた上で、不服申し立ての手続について詳しい説明を行なった。

ビューローメンバー以外に関する利益相反については、分野によっては専門家があまりに少なく、彼らは産業や組織に関わっていることが多いため、対応にある程度の柔軟性をもたせるべきであるといくつかの国が主張した。各国代表は、こうした場合の利益相反の許容に関する関連手順を策定した。

最終プレナリーでは、編集上の微修正を経た上で、パネルが利益相反ポリシー向け実施手続と開示書式を採択した。Pachauri議長は、IACレビューに関連した取組みの中で、利益相反は明らかに最も扱いにくく複雑な問題の一つであると述べた。

米国は、利益相反に関する「すばらしい」成果、特に利益相反ポリシーを迅速かつ効果的に実施する組織が設置され、この組織が成果の健全性の確保に強い関心を持つ人から構成されることに満足の意を表明した。

カナダは、コンタクトグループの議論が非常に建設的であり、この利益相反ポリシー向け実施手続は透明性を高める効果的なプロセスをもたらすだろうと述べた。オランダは、利益相反に関するこの文書はパネルの透明性と健全性にとって、またこれが外部の世界に受け入れられるために極めて重要であると強調した。オーストラリアは、タスクグループのメンバー全員に謝意を表した上で、多くの国際組織にとって実質と展開手続の両面で「画期的な」利益相反メカニズムができたことに対し、パネルに祝いの言葉を述べた。

Christ事務局長はプレナリーに対し、この利益相反に関する一連の文書をどのようにIPCCの規定の中に組み入れるべきか問いかけ、これらの文書が「IPCC作業の統治原則」の附属文書の一部になることを明言する文章を加えるよう提案した。これに対して米国は、この文書を指針のレベルまで引き上げる前にもっと検討する必要があると答え、独立した文書のままにしておくよう提案した。パネルはこの提案に同意した。

**最終決定事項：**パネルは特に以下の事項を決定した。

- 利益相反実施手続を採択し、この手続が利益相反ポリシーの対象となる個人に対して適用されることを決定し、
- 執行委員会の選出委員全員、およびUNEPとWMOのそれぞれが自組織内から任命する適切な法的専門知識を備えた2名の追加委員で構成される利益相反委員会の設置を決定し、
- 利益相反に関する専門家諮問グループの設置を決定し、WMOとUNEPの事務局長に対して利益相反専門家諮問グループのメンバーを選出し、できる限り迅速な利益相反委員会の設置を促すよう要請し、
- WGとタスクフォースビューローが利益相反問題に対応するための暫定措置を採択したことと、こうし

た措置が利益相反ポリシーにおおむね合致していることに留意し、

- 円滑に移行するため、非ビューローメンバーの個人については、執行委員会が実施手続をこうした個人に適用することを決定するまでの間、現行の暫定措置を継続して運用することを決定し、
- IPCCとTFIビューローのメンバーに対し、3か月以内に利益相反開示書式を事務局長あて提出するよう求め、
- 利益相反専門家諮問グループと利益相反委員会の設立から12か月以内にこれらの運営に関する報告書を受け取り、必要に応じて、次のビューロー選挙から12か月以内に運営についてのレビューを行なうことを決定し、
- 利益相反委員会が自らの運営方法を策定してパネルによる承認までの間これを暫定的に適用することに留意し、設立後12か月以内に利益相反委員会はその運営方法をパネルに提出しなければならないことを決定する。

**実施手続**：手続では以下に関して取組む：

- 実施手続の全体的な目的は、利益相反が確実に特定されて関係者に伝達されるようにし、IPCCのバランス、成果、およびプロセスによる悪影響を回避し、個人、IPCC、および公益を守ることである。
- 実施手続はその範囲内で利益相反ポリシーが規定するすべての利益相反と個人に適用され、利益相反ポリシーと手続の順守が義務付けられる。
- さらに実施手続は、IPCCとタスクフォースビューローのメンバーが任命される前と後に、彼らに向けて利益相反に関するレビューのプロセスを提示する。このプロセスに従って、利益相反委員会によるレビューにかけるために、すべての指名候補についての利益相反開示書式が事務局長に提出されなければならない。利益相反委員会は専門家諮問グループに対して利益相反に関する助言を求めることができる。指名候補に解決できない利益相反があると利益相反委員会が決定した場合、その個人はビューローのメンバーに選ばれる資格を失う。
- 実施手続はまた、統括執筆責任者、代表執筆者、査読編集者、およびTSUが任命される前と後に実施されるレビューのプロセスを概説する。この場合、開示書式は関連するTSUに提出され、WGまたはタスクフォースビューローによりレビューが行なわれる。この文書は、ビューローメンバー以外に関連する利益相反が許容される特別な事情のある場合、すなわち個人が特別な貢献をすることができる場合で、利益相反問題が対処可能な場合についても規定している。このような場合は開示が必要になる。この文書はまた、非ビューローメンバーを任命した後に、情報の更新、レビュー、不服申し立て手続を含めた利益相反の取り扱いプロセスを概説する。
- 実施手続は、利益相反の問題についての助言と決定に関わるすべての組織に適用される利益相反問題検

討の原則を示している。この点に関して実施手続は、これらの組織が潜在的な利益相反に関係のある個人に助言を与え、解決の選択肢を研究し、不服申し立ての手続を提供するよう求める。またこの文書は、利益相反問題の検討に携わる組織のメンバーに対して、自身が検討の対象になった場合には担当から外れるよう要求する。

- 実施手続にはこの他に、提出情報の秘密を保持するための情報の処理と保管についての規定が含まれている。
- この文書はこの他に、利益相反委員会と利益相反に関する専門家諮問グループの構成と機能について記述している。
- また、実施手続の附属書Bには利益相反開示書式が含まれている。

**手続:** この問題 (IPCC-XXXIV/Doc. 9, Add. 1) はまず金曜日のプレナリーで取り上げられ、その後、Eduardo Calvo (ペルー) と Øyvind Christophersen (ノルウェー) が共同議長を務め Arthur Petersen (オランダ) が報告者として参加するコンタクトグループで議論が行なわれた。その作業はIPCC-32で開始され、IPCC作業統治原則付属文書A (Appendix A to the Principles Governing IPCC Work) : IPCC報告書の作成、レビュー、受理、採択、承認および公表の手続 (Procedures for the Preparation, Review, Acceptance, Adoption, Approval and Publication of IPCC Reports) の改訂版を終了させることが中心であった。パネルは土曜日のプレナリーで改訂版の手続付属文書を採択し、手続に関するタスクグループの作業が完了した。

コンタクトグループの議論は、指針資料の作成と取り扱い、IPCCのワークショップと専門家会議への参加者の選定、レビュープロセスの透明性、質、および効率に関する事項、匿名の専門家によるレビュー、およびSPM承認会議に重点が置かれた。

指針資料の作成と取り扱いに関して、ベルギーなどは、指針資料を記す他に、報告書の作成において、指針資料を考慮することを明記するよう求めたが、過度に規範的な用語に対しては注意を促す国もあった。コンタクトグループは文章を現状のままとすることに合意した。

IPCCのワークショップと専門家会議への参加者の選定に関して、コンタクトグループはこれら2つの会議の差異に関する文章を検討した。

レビュープロセスの透明性、質、および効率に関する事項について、コンタクトグループはWGとTFIビューローが作成した、査読編集者の役割に関する指針覚書・改訂版 (Revised Guidance Note on the Role of Review Editors) (IPCC-XXXIV/Doc. 9, Add.1) について検討を行なった。グループは、また、各章の査読編集者数を増やすための現行方式について議論した。しばらく議論を行なった後に、グループは査読編集者の数を各章につき4名以内に制限することで合意した。

専門家査読者 (expert reviewer) を広く求めていくことに関する文章については、第一次ドラフト報告書 (First Order Draft Reports) の他に第二次ドラフトもレビュー向けにWGとTFBの共同議長より配布するよう報告がなされた。専門家グループをできる限り広く求めていくことに関連して、指名の可能性のある専門家のリストに査読編集者の名前が加えられた。また、このプロセスが始まる時期に政府担当窓口へ通知されることについて文章が加えられた。

匿名の専門家によるレビューに関して、コンタクトグループは適切な柔軟性を確保することの必要性について議論を行ない、手続の中でWGとTFIが匿名あるいは実名の専門家査読者を使うよう指示することはないと明記した文章を加えることに合意した。AR4作成時にWGIII とTFIが匿名専門家査読者を使った経験を文書化するため、コンタクトグループは、IPCC-34の報告書附属書の中に、IPCC匿名専門家レビューの手続に関するタスクグループによるノート：過去の経験と賛否の議論 (Note by the Task Group on Procedures on IPCC Anonymous Expert Review: Past experiences and arguments in favor or against) (Appendix 3 of IPCC-XXXIV/Doc. 9) を含めることに合意した。

SPM承認のプロセスに関してコンタクトグループは、SPMのプレナリー承認会議の前に現行方式に沿った手続により第二次ドラフト (Second Order Draft) に対する政府コメントを提出するプロセスに関する文章について議論した。

最終プレナリーでオーストリアは、会議では重要な前進が見られたものの、手続をより強化する必要があると述べた。特に、今後の理解のため、執筆者が決めた事項の透明性とトレーサビリティを高めるよう、評価における不確実性に関する用語の調整において手続き強化が必要であると述べた。また、執筆チームの管理と作業ルールに対する取組みを強化し、WG間で差が生じないように提案した。用語の調整について、ニュージーランドは、現行の不確実性に関するガイドラインに注目し、これはWGの領域であるべきと強調した上で、パネルがこの問題についての決定を行なうことに注意を促した。

欧州連合 (EU) は、SPM承認に向けた政府コメントの段階で、参加機関もコメントできるのかどうかを明確にするよう求めた。Christophersen共同議長は、この問題はまだグループに提起されておらず検討もされていないと答えた。EUは、将来的にこの問題を取り上げることは、EUの特殊な性格を考慮すれば有益だろうと述べた。オーストラリアはEUの関心事を会議の議事録に記録するよう提案し、パネルはこれに同意した。

**最終決定事項：**手続に関して以下の事項を決定した。

- IPCCの指針資料に関してパネルは、指針資料がIPCCの報告書とテクニカルペーパーの作成に対する指針と支援を目的とする補助資料の範疇に属するものと決定する。また、パネルは指針資料の作成責任者と委託者を明確にする。
- IPCCのワークショップと専門家会議への参加者の選定に関して、パネルはこれら2つの会議についてそ

の構成などの差異を詳しく説明し、WGとTFIビューローまたはIPCC議長がIPCCビューローとパネルに対し、選定に適用された基準の説明を含めた参加者の選定プロセスについて報告を行なう。

- レビュープロセスの透明性、質、および効率に関する事項について、IPCCは改訂版の査読編集者に関する指針覚書を歓迎し、査読編集者に関するIAC勧告が適切に考慮されていると判断する。パネルはまた、AR5でこの改訂版指針覚書を実施するよう促し、WGの共同議長に対してWG進捗報告の中で進捗をモニタリングするよう勧める。パネルはさらに、現在の情報についてバランスの取れた完全な評価を行なうために、それぞれのWGとTFIビューローが各章および各報告書の技術要約に対して2名から4名の査読編集者を選定しなければならないと決定する。また、さらにWGとTFIビューローは、科学的、技術的、社会経済的な見識、専門知識、および地理的広がりをもつ幅広い分野の査読者を求めること、そしてできる限り広範囲におよぶ専門家を招聘すべく働きかけて積極的に活動しなければならないと決定する。
- 匿名の専門家によるレビューに関し、パネルは以下の事柄を決定する：IPCCの手続は変更しない、将来的には他の方法も除外しない、および、IPCC-34の報告書附属書の中に「IPCC匿名専門家レビューの手続に関するタスクグループによるノート：過去の経験と賛否の議論」(Appendix 3 of IPCC-XXXIV/Doc. 9)を含める。
- SPM承認のプロセスに関してパネルは、プレナリー承認会議の前に政府が文書によるコメントを提出するためのプロセスを規定する。

**ガバナンスとマネジメント：**この事項 (IPCC-XXXIV/Doc. 19) は金曜日の開会プレナリーで取り上げられた。IPCCのPachauri議長は、ガバナンスとマネジメントに関するタスクグループの共同議長であるDavid Warrilow (イギリス) とTaha Zatari (サウジアラビア) の両名ともカンパラに来ることができなかったことと、タスクグループのWarrilow共同議長がこの事項の検討をIPCC-35まで延期して、IPCC-35を2012年後半ではなくこの年の半ばに開くよう提案したことについて説明した。さらにイギリスは、こうすることによりIAC勧告に対して迅速に対応し、AR5の作業を進めることができると説明した。イギリスはまた、会議の時期を早めることができないならば、来年の会議を1回ではなく2回開いてはどうかと提案した。いくつかの国が、会議の時期を早めるにしても、国連持続可能な開発会議 (Rio+20) に向けた準備会合および本会議自体の日程と重ならないようにしなければならないと強調した。

各国代表は、検討をIPCC-35まで延期することに同意した。

**コミュニケーション戦略：**この事項 (IPCC-XXXIV/Doc. 20) は金曜日のプレナリーで取り上げられた。Christ事務局長は、IPCC-33でコミュニケーション戦略に関する指針に合意が得られ、この指針に沿って戦略の詳細

を詰めるよう事務局に要請が出たことを想起した。事務局長は、上級コミュニケーション専門家の雇用が遅れており、これから数か月は専門家のいない状況が続くため、事務局はIPCCの長期コンサルタントであるCharlie Methven氏に対して、プレナリーの要請に応じたコミュニケーション戦略の草案作成に対する助力を依頼したと説明した。

これを受けてMethven氏は、提案された戦略の主要点について検討した。Methven氏は、IPCCが直面している独特の課題を強調しながら、将来のコミュニケーションシステムは標準的な会社の機構のようなものではなく、一つのリソースであらねばならないと明言した。また同時に、中枢的なコミュニケーション機能を提供し、WGやTSUを含めたIPCCのさまざまな要素をいっそう強く関連付けるものでなければならないと述べた。現行のWGs全体にわたるコミュニケーションのその場限りの支援に言及した上でMethven氏は、もっと説明可能な一貫性のある構造を作り出すために、これらを統合する必要があると述べた。さらに、提案される戦略は現在の資金的水準でも達成可能であると述べた。その後、Pachauri議長はプレナリーに戦略案の主要点に対する助言を求めた。

ニュージーランド、米国、オーストラリア、日本を含む多数の国が、戦略の策定に携わるべき上級コミュニケーション専門家の雇用が遅れていることに懸念を表明した。Pachauri議長は、雇用のプロセスはWMOの手続に沿って進められ、すでに1名が選出されて待遇面についての話し合いが行なわれていると説明した。議長はまた、この人物は雇用が決まってもすぐには仕事を始めることができず、この候補者はIPCCのコミュニケーション戦略に積極的に貢献できるほど十分にはIPCCのプロセスを理解していないと述べた。

米国は、IPCCの独特な性格に言及した上で、WGの共同議長が関連成果のコミュニケーションに果たすべき重要な役割と、提案されるコミュニケーションの構造がWGsから独立したものであってはならないことを強調した。米国は、この観点から上級コミュニケーション専門家は、本質的に推進していく人物でなければならないと強調し、執行委員会が役割について候補者と話し合っていないことに懸念を表明した。Pachauri議長は、執行委員会の全委員がコミュニケーション戦略草案の策定に関わることはできなかったが、何人かの委員がこれに携わったと説明した。

オーストラリアは、IPCCが求めるコミュニケーション担当者を緊急に雇用する必要があることを強調したWMO宛ての書簡を作成するよう提案した。さらに、コミュニケーション戦略には政府が果たすべき役割、特に地域の問題に取り組む際の役割も含めるべきであると提案した。スイスは、IPCCの活動に関するコミュニケーションの中に、科学的十全性—これは、「発言に対して文字通りであること (sticking literally to what has been said)」を意味する場合が多いが—を保つことが重要であると強調した。オーストラリアは、戦略は前向きであるべきであり、一連の明確な目的、すなわち誰に対して、何を、どのように伝えるのかを含むものであるべきだと提案した。何人かの代表はこの文書を執行委員会全員とビューローで議論するよう提案した。

Pachauri議長は、コミュニケーション戦略の草案についての今後の議論は、この草案を執行委員会、ビューロー、ひいてはプレナリーに提出する前に、WGの代表、TFI、事務局、およびコンサルタントのMethven氏で構成する小グループが行なうことにすると結論付けた。

土曜日の最終プレナリーで、ベルギーは、以前にはアウトリーチとコミュニケーション戦略に関するタスクフォースが存在したが、Pachauri氏が議長になった時になくなったと述べた上で、このタスクフォースを再び設置してこの問題を前進させるために、政府によるコメント文書を募る提案を行なったことを想起した。Pachauri議長はこの提案を支持し、ベルギーに対して文書の形で提出するよう促した。IPCCのJean-Pascal van Ypersele副議長の要請を受けて、Pachauri議長は、執行委員会の会議で得られた合意として、コミュニケーション戦略策定の担当グループにIPCCの副議長を1名加えることを確認した。

イギリスは、次回の総会までに新しいコミュニケーション戦略草案を配布して、コメントと修正を募るよう提案し、パネルがこれに同意した。Pachauri議長は、執行委員会がそのスケジュールを作成すると述べた。

### **UNFCCC等の国際組織に関する事項**

開会プレナリーの中で、Pachauri議長はパネルに対し、IPCCは、これまで全てのUNFCCC COPのプレナリーで演説したのに対して、ダーバンではPachauri議長に対してSBSTAでの発表しか求められていないことを伝えた。議長は、これは人ではなく組織の問題であると訴えた。多くの国々が失望感を示し、IPCCの成果を直接COPに、また場合によっては、ハイレベルセグメント会議にも伝えることが重要であると強調した。南アフリカは、ダーバンでのIPCCの参加について示された懸念に留意し、次回のCOP議長により適切な配慮がなされるようにすると請け負った。

草案作成グループがUNFCCCにあてた書簡を作成し、この文書がパネルの承認のために配布された。UNFCCC事務局長にあてたこの書簡は、第1回のCOPからそうであったようにIPCCがCOPの場でUNFCCCに対して演説することが戦略的に重要であることを強調した上で、パネルの失望感を表明し、UNFCCCの決定は適切でないことを指摘するものであった。そしてこの書簡は、現在と将来のCOP議長全てに向けてこのメッセージを伝えるよう要請するものであった。米国、サウジアラビア、およびニュージーランドは、このような場合のコミュニケーション方法について知恵を出すように求め、Pachauri議長がこの件について再度UNFCCC事務局長と非公式に協議するよう提案した。

土曜日の午前にPachauri議長がパネルに対し、その後のUNFCCCとのコミュニケーションを経て、UNFCCC事務局長が南アフリカ代表と協議を行なったこと、また、UNFCCC COP 17の開会セッションはかなり儀礼的な性質な場であるため、サブ的な事項を取り上げる11月30日水曜日にIPCCにCOPで演説するよう、招聘されるだろうと伝えた。

### IPCCビューローとタスクフォースビューロー選出の手續規則

土曜日のプレナリーで、Christ事務局長は、IPCC-33と34におけるプロセスと手續のレビューで生じた条項を、IPCC作業統治原則：IPCCビューローとタスクフォースビューロー選出の手續規則の附属文書C（Appendix C to the Principles Governing IPCC Work: Rules of Procedure for the Election of the IPCC Bureau and Any Task Force Bureau）（IPCC-XXXIV/Doc. 7）に対する改訂に反映すべき方法に関する指針を作るよう、パネルに求めた。ニュージーランドはマレーシア、オーストラリアとともに、WGIIIビューローには第V地域（南西太平洋地域）の代表がおらず、修正文章でも第V地域の代表がWGIIIビューローに不在という可能性を残していると指摘した。オーストラリアはまた、執行委員会にも第V地域の代表がないことを強調し、この問題をIPCC-36の優先議題にすべきであると述べた。Christ事務局長は、事務局がIPCC-33と34による提案を考慮した文書を各国政府に配布し、この問題をIPCC-36の優先議題にすると述べた。

### IPCCのプログラムと予算およびIPCCの財務手續

金曜日の開会プレナリー会合の中でChrist事務局長は、IPCC信託基金のプログラムと予算および、IPCC作業統治原則：IPCC財務手續規則附属文書Bの改訂版（IPCC-XXXIV/Doc. 4, Corr. 1）の採択に関連した問題を概説した。また、SRREN およびTGICAの湿地帯に関する追加の専門家会議の公表と翻訳にかかる費用の増加に対処しなければならないと述べ、IPCC会計の監査が行なえるよう、改訂版附属文書Bの決議を急ぐよう求めた。

IPCC副議長のA.R. El Gizouli（スーダン）とNicolas Beriot（フランス）が共同議長を務める財務タスクチームは、金曜日に2度の会合を開いてこの問題に取り組んだ。土曜日午前のプレナリーでは、Beriot共同議長がタスクチームの会合に多数の参加があったと述べた上で、協議内容を発表した。Beriot共同議長は、財務タスクチームに関する文章を加えたこと、IPCC信託基金が承認された予算を下まわる場合には、事務局に調整配分の権限を委ねる旨の文章に修正したことを含め、附属文書Bの修正点を強調して説明した。附属文書BについてWMO とEUは、IPCC信託基金が国際公会計基準に基づいて運営されることによる影響について尋ねた。Christ事務局長は、この文章がWMOの法律顧問とともに作成されたものであることを明らかにし、EUとの将来的合意の交渉の中で、さまざまな財務的要件が調整されるとの期待を表明した。

Beriot共同議長は、財務タスクチームからパネルに対する他の2つの勧告、すなわち改訂版附属文書Bの手續関連事項に関する用語の単純化をIPCC-37までに行うこと、および途上国の専門家またはビューローメンバーに向けた渡航アレンジの資金調達に関する柔軟性を高めることに関する勧告を強調した。イギリスとオーストラリアは、IACレビューに対応する十分な時間を確保するため、来年の総会の回数を2回に増やすよう提言したが、パネルは、時間的、資源的な制約のため、2日間の会議を2回開くより4日間の会議を1回開く方が好



ましいと結論付けた。またニュージーランドは、次回のIPCC総会に先立つ準備会議にテレビ会議を利用することを提案した。

**最終決定事項**：パネルは特に以下の事項を決定した。

- SRRENの翻訳と出版によるコストの増加について、2011年の修正予算を承認する。
- 2013年IPCC湿地帯ガイドライン (IPCC Guidelines on Wetlands) の作成によるコストの増加を含めた、2012年の修正予算を承認する。
- 「IPCC作業統治原則：IPCC財務手続規則」附属文書Bの改訂版 (IPCC-XXXIV/Doc. 4, Corr. 1) を修正の上、承認する。この修正には、財務タスクチームの記述の追加と、予算が不足した場合には事務局に調整配分の権限を委ねることが含まれる。
- 事務局に対し、IPCC-37に遅れることなく改訂版附属文書Bの用語を単純化し、明瞭さと読み易さを向上させるよう要請する。
- 2013年の予算の見通しと2014年と2015年の予算案を示す。
- IPCCの会議に参加する専門家の渡航に対する資金援助を引き続き提供するよう、先進国の政府に要請する。
- 各国に対し2011年と2012年も寄付の金額を維持するよう要請し、IPCC信託基金への寄付金額を増加できる国については増額を、また、これまで寄付をしてこなかった国については寄付を政府に要請する。および、
- 途上国の専門家またはビューローメンバーに渡航の計画と手配の負担を求めることについての懸念の表現を支持する。ただしWMO事務局長に関わる特定の渡航者に対する制約と責任については、ほとんど懸念はない。

## 進捗報告

**AR5 WGI、WGII、およびWGIIIの進捗報告**：WGの共同議長がIPCC-33以降の進捗状況を報告した。WGIIのVicente Barros共同議長（アルゼンチン）は、継続中のさまざまな専門家、地域専門家、代表執筆者の会議にハイライトをあてながら報告を行ない、WGII TSUのKristie Ebi代表は、各章の草案執筆スケジュールについて説明した (IPCC-XXXIV/Doc. 10)。

WGIII TSUのJan Minx代表は、さまざまな専門家、代表執筆者の会議にハイライトをあてながら、各章間の一貫性についてのレビュー、活動しない執筆者を解任する方針などを含め、WGIII AR5のスケジュールと執筆プロセスの変更について述べた (IPCC-XXXIV/Doc. 18, Rev.1)。

WGIのThomas Stocker共同議長は、2011年6月にペルーのリマで開かれたジオエンジニアリングに関する合同専門家会議；2011年7月にフランスのブレストで開かれ、主に各章間の問題が取り組まれた第2回WGI代表執筆者会議；2012年4月にモロッコのマラケシュで開かれる予定の第3回WGI代表執筆者会議などを含むさまざまな専門家会議について説明した。また、2011年12月16日にAR5のWGI担当部分の第1次ドラフトが公表され、8週間にわたり専門家のレビューが行なわれる予定であると述べた（IPCC-XXXIV/Doc. 14）。

**温暖化の影響と分析に係るデータ及びシナリオ支援に関するタスクグループ (TGICA) :** TGICAの代表が会議を欠席したため、Pachauri議長がプレナリーの中でタスクグループの報告書に言及した（IPCC-XXXIV/Doc. 13）。

**温室効果ガスインベントリーに関するタスクフォース :** TFBのThelma Krug共同議長（ブラジル）は、2006年版温室効果ガスインベントリーのためのIPCCガイドラインに対する2013年補足：湿地帯（2013年湿地帯補足（2013 Wetlands Supplement））作業プログラムの進捗について概説し（IPCC-XXXIV/Doc. 12）、最近に日本で開かれた代表執筆者会議では、各章の範囲と内容が確認され、クロスカッティングで相互に関連するいくつかの問題について取組みが行なわれたと述べた。来年の科学会議では第0次ドラフト（Zero Order Draft）が公表される予定である。さらに、Thelma Krug共同議長は継続中の専門家会議について報告し、TFIの目的と成果を公開し説明する目的で2011年8月22日に日本で開かれた公開シンポジウムが成功裡に終わったことを強調した。

**SRREN :** WGIII TSUのJan Minx代表がこの問題（IPCC-XXXIV/Doc. 17）に触れ、アウトリーチ活動と公開プロセスのスケジュールについて述べた。

**クロスカッティングなテーマ :** IPCCのHoesung Lee副議長（韓国）が、AR5 SYRのクロスカッティングなテーマの調整について説明し、アンケートの準備が整ったこと、これらを今後各WGに送り、IPCCの副議長がこのプロセスを最善の方法で促進する方法について情報収集を行なう予定であると強調した。

**IPCC奨学金プログラム :** Christ事務局長がプレナリーの中でIPCC奨学金プログラムの進捗状況について報告を行ない（IPCC-XXXIV/Doc. 16）、2011-2012年には途上国の9名の学生と研究者に奨学金が授与されたと報告した。そして、奨学生となったウガンダの大学院生Jamiat Nantezaは、気候関連災害の管理の問題について研究を進めていくと述べた。Christ事務局長は、事務局には資金調達活動に割ける特別な資金が無いため、この活動を続ける能力が不足していると強調した。また、米国で資金調達を行なうことができる国連財団にも相談したが、経費が発生するとのことであったと伝えた。

Pachauri議長は、このプログラムが成功裡にスタートされたことを強調し、後発開発途上国から多数の応募があったことを強調しながら、プログラムを継続する方法について、プレナリーからのガイダンスが必要で

あると述べた。議長はまた、応募者数を考えると少なくとも40～50名に奨学金を授与できるのが望ましいと述べた。この提案に対し米国は、その場合にはIPCCのリーダーシップと事務局による重大な関与が必要になるだろうと慎重な姿勢を示した。さらに米国は、このことがIPCCの評価組織としての認識のされ方に影響を与えるだろうと述べ、プログラムが始まった時にはこれがIPCCの重要な作業になることは予想されていなかったと振り返った。ベルギーは、プログラム評議委員会の意見に関心を示した。

Pachauri議長は、この問題についてはビューロー会合で議論を行ない、プログラムの今後の方向性と事務局の作業負担を軽減する方法に関する意見を文書の形にまとめて、次回のIPCC総会で発表するよう提言した。

### 次回会合の日時と場所

クロアチアは、今後決定される会期にドゥブロブニクまたは他のアドリア海に面した場所で次回の会合を開催したいと申し出た。

IPCCのvan Ypersele副議長は、UNFCCC SBSTAの議長であったMama Konate氏の早すぎる死を想起しつつ、参加者の健康をできる限り尊重し、連続して開かれるすべてのWGや承認の会議、およびプレナリー会議の間に絶えず休憩を取るよう呼びかけた。

### その他の事項と閉会

Christ事務局長は、IPCCに関連した第16回WMO会議の成果を発表した。さらに、現金出資を現物出資に変えて欲しい、というIPCC-32からWMOにあてた要請については、WMOはまだ決定を下していないと述べた。

Christ事務局長は、国連本部から2011年7月14日の国連総会で南スーダン共和国が国連加盟国として認められ、またリビア・アラブ・ジャマーヒリヤの正式名称がリビアに正式変更されたとの通知を受けたことに注意を促した（IPCC-XXXIV/INF.2）。パネルは、これらの変更を必要修正事項に反映させることに合意した。これにより、南スーダンはIPCCの新メンバーとなり、メンバー数の合計が195か国になった。

閉会の挨拶の中で、Pachauri議長はウガンダの政府と国民のホスピタリティと会議の素晴らしい運営に対して謝意を表した。午後4時45分、総会は会議の責任者Francis Hayesと主催に携わった地元の人々によるアフリカを讃えるダンスの実演とともに閉会した。

## IPCC-34の簡単な分析

### 変革の課題

英国王立協会（The Royal Society）副会長Sir Peter Williamsが韓国の釜山でIPCCのプロセスと手続に関するインターアカデミーカウンシル（IAC）レビューの主要な結果と勧告を示したのは、1年と少し前の2010年10

月であった。このレビューは、第4次評価報告書における少数の重大な事実誤認の発見、評価に携わる関係者間の利益相反の疑惑、およびこれらの問題に対する適切な対応の失敗から生じたIPCCの活動に対する重大な批判に取り組むよう、国連の潘基文事務総長とIPCCのRajendra Pachauri議長が要請したものであった。そしてIAC報告には、IPCCのガバナンスとマネジメント、コミュニケーション戦略、およびプロセスと手続の変革に関する勧告が含まれていた。

それ以来、IPCCは、この勧告に対しIPCCが望む変革を実行することによりIPCCをこれまで以上にしっかりした組織にして、人々の厳しい目と気候変動懐疑論者の攻撃を乗り切るための対応に追われてきた。これと同時にIPCCは、その活動の基礎である第5次評価報告書（AR5）の作業に重点を置いた活動を続けなければならなかった。AR5のサイクルの半ばにあるIPCCでは、これらの変革の影響がAR5に見られるようになってきている。これまでに行なわれた決定がIPCCにもたらした変化の程度について、評価を始めるのにふさわしい有益な時期に来ていると言えよう。この簡単な分析ではこうした問題について述べる。

## 変革の実行

IPCC-34はIACレビューに対応した難しい決定のほとんどが完了した、あるいはかなり進展した時期に開かれることになった。カンパラ会議に先立ってさまざまな組織的、手続的、統制面、および方針面の変革が実行された。こうした変革には、2つの総会の間期間にパネルに代わって管理を行ない、新たな問題に取り組む執行委員会の設置、ビューローの主要な地位の任期制限、利益相反ポリシーの策定、専門家会議の参加者や執筆者などの選定の透明化を含めたIPCC手続の透明性を高めること、などが含まれた。また、これまでに取り組まれた重要な問題としてこの他にも、誤謬を修正するための明確な政策、レビュープロセスの強化、証拠の評価と一貫性のある不確実性の取り扱いを含めた、執筆者向けの指針の改善などがあった。

カンパラで開かれたこの会議は、IPCC報告書の手続の改訂を完了することに焦点が置かれた。この結果、パネルは指針資料の作成と取り扱い、IPCCのワークショップと専門家会議への参加者の選定、透明性に関連する事項、レビュープロセスの質と効率、匿名の専門家によるレビュー、および政策決定者向け要約の承認会議に関する作業を終了した。

この会議で最も注目すべきは、恐らく、IPCC-33で策定された利益相反に関する指針に向けた実施手続について、IPCCの合意が得られたことであろう。この合意は参加者の大きな満足感の源を象徴するものであり、参加者はこの会議の決定により、速やかな実行と、IPCCの完全性に最も大きな関心を持つパネルの執行委員会による適切な監督が可能になると感じた。重要なことは、利益相反に関する新しい包括的な指針を実行することにより、パネルが信頼性を担保する上で必要な、IPCCプロセスの透明性の向上に貢献するであろうことである。

だが、多くの参加者が失望したのは、包括的なコミュニケーション戦略の作成と実行がいまだに不完全なままであることであった。長い間、IPCCにはアウトリーチとコミュニケーションが決定的に不足しているという認識があり、これまでも、2005～2006年に策定した最初のIPCCコミュニケーション戦略—この中にはコミュニケーション担当者の雇用も含まれていた—のような取組みを試みて来た。ICAレビューは、IPCCの大きな弱点がコミュニケーションであると指摘し、誰がIPCCを代表して発言すべきであるかという指針も含めたコミュニケーション戦略を策定するよう勧告したので、結果的にこうした批判を後押しすることになった。それから1年以上たった今でも戦略が実施されることはなく、上級コミュニケーション担当者も決まっていない。カンパラでは、コミュニケーション戦略の草案が多くの参加者に不満を抱かせる結果となった。参加者の多くは戦略の作成には上級のコミュニケーション専門家を加えるべきであったと考えた。また、戦略草案をIPCC総会で発表する前に執行委員会で検討が行なわれなかったことを懸念する参加者もあった。戦略の策定と専門家の雇用が遅れていることを含め、コミュニケーション問題への対応に進展が見られないことにより、カンパラの参加者と気候変動コミュニティの多数の人々の間に深い失望感が生まれ、IACレビューに対するIPCCの対応に重大なギャップが残るままとなった。

### 変革の質に対する評価

IACレビューを受けてIPCCに導入された変革により、どの程度の変化が生まれたかを判断するには時期尚早であるが、こうした変革による効果の兆しにいくつか触れておくのも有益である。

最も歴然とした歓迎すべき変化は、IPCCのプロセスと手続の透明性に関するものである。IPCC報告書の作成、レビュー、および承認を含めた評価プロセスのさまざまな段階にわたり透明性と一貫性が高まっている。また、すべての参加者が実際の、または潜在的な利益相反へ取り組むためのポリシーができています。さらに、パネルの管理体制および役割と責任を含めたパネルの運営方法についての理解も深まっている。これらのすべてが非常に重要である。

だが、ガバナンスとマネジメントの質に影響を与える変革を理解し評価することは難しい。優れたルールを作ることは出発点に過ぎず、これを順守し実行することが重要である。執行委員会が上級のコミュニケーション専門家の雇用に関して、相談も受けず関与もなかったという事実により、参加者の多くは驚いた。

一つの疑問は、IACレビューを受けて導入された変革が、AR5の進展にどのような影響を与えるのかということであった。IACレビューはいろいろな意味でIPCCにとって都合の良いタイミングだった。つまり、第4次評価報告書の作成が終了したばかりであり、AR5を始めるにあたり多くの作業が作業部会（WG）に集中している時期であった。実際、利益相反ポリシー、不確実性の取り扱いに関する指針、その他の手続に関する指針など、実行された変革の多くは、既にWGが着手していたものであった。執行委員会ですら以前の執行チーム（Executive Team）を公式化したものであった。成果物について言えば、今後6か月の間に時宜を得

た「再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書」と「気候変動への適応促進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書 (SREX)」の2つが承認されたことを考えると、IACレビューがIPCCの中核業務の妨げにならなかったことは明らかである。

ある参加者が言ったように、IACレビューはIPCCに革命をもたらすことが目的だったのではなく、進化を引き起こすためのものであった。IPCC改革の重要性は、新たな課題が生じた時に初めて明らかになるだろう。変革の質を評価すること、すなわち、より厳しい公的な評価にさらされる中で、IPCCがこれまで取り組んできた改革により、パネルが実際に、より強い立場でいられるかどうかの評価は、まだ定かでない。残念なことに、パネルの改革と作業を世界に示す上で、包括的なコミュニケーション戦略の欠如が妨げになっている。SREXに示された気候の極端現象と影響を示す複雑な科学現象を伝える点において、すでに便益があってもよいはずだ。大部分の参加者が、IPCC変革の実行を確実に成功させるために、コミュニケーション戦略の速やかな進展が不可欠であると考え理由はこのにある。AR5の進展が順調だとしても、その成果物のインパクトと結果としての重要性は、世界に対するコミュニケーションの方法に大きな影響を受けるだろう。

### 今後の会合スケジュール

**ウィーン条約第9回締約国会議(COP-9)・モントリオール議定書第23回締約国会合 (MOP-23) 合同会議:**  
オゾン層枯渇物質に関するモントリオール議定書第23回締約国会合(MOP 23) およびオゾン層保護のためのウィーン条約第9回締約国会議 (COP 9)がバリで開催された。日程: 2011年11月21-25日。開催地:インドネシア・バリ 連絡先:オゾン事務局 TEL:+254-20-762-3851 fax:+254-20-762-4691  
email: [ozoneinfo@unep.org](mailto:ozoneinfo@unep.org) www: <http://ozone.unep.org>

### UNFCCC COP 17 および COP/MOP 7:

UNFCCC第17回締約国会議 (COP 17) および京都議定書第7回締約国会合(MOP 7) が南アフリカ・ダーバンで開催予定。実施に関する補助機関 (SBI)および科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)の第35回会合、京都議定書の下での附属書I国のさらなる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP)、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) も開催される。日程: 2011年11月28日-12月9日 開催地:南アフリカ・ダーバン 連絡先: UNFCCC事務局 TEL: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999  
email: [事務局@unfccc.int](mailto:事務局@unfccc.int) www: <http://unfccc.int/> and <http://www.cop17durban.com>

### Eye on Earth Summit:

アイ・オン・アース サミット:「世界の環境状態をレビューの対象とするための動的システム (Dynamic system to keep the world environmental situation under review)」のテーマを掲げ、ビジョン実現の取り組みが体系化されている。このイベントでは、イニシアティブを強化する国際環境情報ネットワーク(EIN)を発足させ、主要



Earth Negotiations Bulletin  
IPCC-34  
<http://www.iisd.ca/climate/ipcc34/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

な政策技術課題に対応する。日程: 2011年12月12-15日 開催地: アラブ首長国連邦 (UAE) ・アブダビ 連絡先: Marije Heurter, Eye on Earth Event Coordinator TEL: +971-2-693-4516 email: Marije.heurter@ead.ae or Eoecommunity@ead.ae www: <http://www.eyeonearthsummit.org/>

#### 第5回世界未来エネルギーサミット:

第5回世界未来エネルギーサミットは2012年1月16-19日、アラブ首長国連邦 (UAE) ・アブダビで開催。政策の実施におけるエネルギー革新、技術開発、資金および投資のアプローチ、現行のプロジェクト、今後のプロジェクトなどを中心テーマとして、政府、産業、研究、金融業界など国際的に著名な専門家を招き、技術のアイデア、専門知識、最新技術などの情報を共有し、将来のエネルギーについて議論する場が設けられる。日程: 2012年1月16-19日 開催地: アラブ首長国連邦 (UAE) ・アブダビ 連絡先: Naji El Haddad TEL: +971-2-409-0499 email: naji.haddad@reedexpo.ae www: <http://www.worldfutureenergysummit.com/>

#### IPCC WGIII AR5シナリオに関する第2回専門家会合:

AR5のWGIIIの貢献部分では、統合的な要素をもつ各種シナリオが重要な役割を担うが、この会合では関連するすべての章の執筆者が章を横断するシナリオの活動を調整・統合するために行われる。日程: 2012年3月17-18日 開催地: ニュージーランド・ウェリントン 連絡先: IPCC事務局 TEL: +41-22-730-8208 fax: +41-22-730-8025 email: IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>

#### 持続可能な開発に関する国連会議:

ブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミット20周年を迎える来年、国連環境開発会議 UNCED (Rio+20) が開催される。日程: 2012年6月20-22日 開催地: ブラジル・リオデジャネイロ 連絡先: UNCED事務局 email: uncsd2012@un.org www: <http://www.uncsd2012.org/>

#### IPCC WGIII 企業とNGOのためのAR5専門家会合:

SRREN作成中の素晴らしい経験を生かして、WGIIIが企業とNGOの専門家会合を主催する。これらコミュニティから、AR5の執筆陣らへの組織的なインプットを行うことを目的とする。会合は、専門家査読 (Expert Review) 期間(2012年6月22日-8月20日)に開催。日程: 未定 開催地: 未定 連絡先: IPCC事務局 TEL: +41-22-730-8208 fax: +41-22-730-8025 email: IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>

#### IPCC第35回総会:

IPCC-35は、IPCCプロセスと手続きに関するIACレビュー、すなわちガバナンス・マネジメント、コミュニケーション戦略などを検討する過程で持ち上がった懸案事項について協議する。

日程: 未定 開催地: クロアチア 連絡先: IPCC事務局 TEL: +41-22-730-8208 fax: +41-22-730-8025 email: IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>

## 用語集

AR5	第5次評価報告書
AR4	第4次評価報告書
COI	利益相反
COP	締約国会議
IAC	インターアカデミーカウンスル
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
SBSTA	科学的・技術的助言に関する補助機関
SPM	政策決定者向け要約
SREX	気候変動への適応促進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書
SRREN	再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書
SYR	統合報告書
TGICA	温暖化の影響と気候分析に係るデータ及びシナリオ支援に関するタスクグループ
TFB	TFI ビューロー
TFI	国別温室効果ガスインベントリーに関するタスクフォース
TSU	技術支援ユニット
UNEP	国連環境計画
UNFCCC	国連気候変動枠組み条約
WG	作業部会
WMO	世界気象機関

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by María Gutiérrez, Ph.D., James Van Alstine, Ph.D. and Yulia Yamineva, Ph.D. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, United States of America. 代表団の友